

## 北海道の提案に対する関係府省の回答状況

NO	関係府省	区分	提案の内容	回答等
1	総務省、経済産業省、国土交通省	連携	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化(北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)を活用したポータルサイトの在り方の検討)	・北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)の場でオンライン申請のためのポータルサイトの在り方の検討を行うことは可能である。
2	財務省	連携	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	・法人設立届出書については、既に3税統一様式化により納税者の負担はかなりの程度軽減されている。道の提案はそのコストに見合うだけの行政サービスの向上は図れないことから実現は困難と考えている。 ・既に実施している国から道へのデータ提供について、今後もより一層の連携を図っていきたい。
3	財務省	連携	税務に関する相談や広報事業の共同実施	・確定申告期においては、既に3税合同の相談窓口を設けているところもあるが、協力体制について費用対効果と納税者利便の向上の観点から引き続き検討していきたい。 ・租税教育については、既存の協議会の活用により、更なる連携・協調を検討していくこととしたい。
4	厚生労働省	連携	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	・臨床研修制度に係る協議会については、ほぼ同じメンバーで構成しており、一元化は可能と考える。今年度実施予定の協議会についても共催で実施する方向で検討している。
5	厚生労働省、経済産業省	連携	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	・地域提案型雇用創造促進事業、地域創業助成金の活用や地方版若者自立・挑戦戦略会議の開催に当たり連携を図っている。提案にあるプログラムの策定についても協力していきたい。
6	厚生労働省	連携	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	・ハローワークでの求人情報の提供や地方就職支援センターによるUターン希望者への情報提供に際して、今までも連携を図っている。今後も協力していきたい。
7	厚生労働省	権限	理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	・調理師養成施設の指定及び監督については、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で検討している。理容師・美容師養成施設については、理容師・美容師試験が全国一律の国家試験であり、それぞれの養成施設の卒業が受験資格の要件の一つとされていること等から、全国一律の判断基準をもって指定等を行う必要があり、移譲は困難である。
8	厚生労働省	権限	総合衛生管理製造過程(HACCP(ハサップ))の承認、監視指導等の権限の移譲	・本制度は、食品衛生法に基づく食品の規格基準の特例としての意味を有するものであり、より高度な判断が求められることから国の責任において実施される必要があり、移譲は困難である。 ・内閣府より、事後の監視指導等について、道と情報交換等を行い連携を図ることについて検討要請中。
9	厚生労働省	権限	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等(結核予防法等)を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	・身体障害者福祉法に基づく更正医療については、今国会に提出している障害者自立支援法案において国が開設者である医療機関も含めて都道府県が指定及び監督の事務を行うこととしている。その他の公費負担医療についても、国から都道府県に権限移譲することについて、特段技術的な問題はないものと考えている。
10	厚生労働省	権限	自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	・自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金については、雇用保険法に基づく三事業であることから財源は全国の事業者からの保険料であり、特定の自治体のみ異なる助成要件等を設けることは公平性を欠くこと等から困難である。地域創業助成金については、不良債権処理の加速化に伴う雇用情勢の悪化に対応するために時限的な措置を講じたものであり、移譲は困難である。 ・なお、地域創業助成金については、本年度より、前身の地域雇用受皿事業特別奨励金を見直し、助成対象についてより地方公共団体の意見を反映する仕組みに変更したところである。 ・内閣府より、助成要件等について、道の意見を反映できる協議の場の設置等について検討要請中。

区分欄における「連携」は連携・共同事業の提案を、「権限」は権限等の移譲の提案であることを意味する。

NO	関係府省	区分	提案の内容	回答等
11	農林水産省	連携	国有林と民有林が一体となった森林づくり	・林政連絡会議の中で議題として取り上げ、具体的な内容について検討し、実現に向けて協力していきたい。
12	農林水産省	連携	農作物被害調査の共同実施	・農作物の被害調査については、現在においても、被害状況の情報交換等による連携を図っているところであるが、被害の実態についての確かつ公平・公正な把握や客観的なデータを作成する観点からどのような連携ができるか道と検討していきたい。
13	農林水産省	連携	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	・元気な地域づくり交付金の活用や道、農業団体、農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに開発局及び統計・情報事務所も参加することにより、連携を一層強化していきたい。
14	農林水産省	連携	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	・道が実施計画・工事について主体的に実施することについては、各種工事を一体的に実施することの効率性や国営事業の実施主体としての責任の明確性の観点から困難であるが、今後更に緊密な連絡調整と円滑な事業実施を図るため、新たに関係者で連携会議を設置したい。
15	農林水産省	連携	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	・農政事務所支所レベルと道の支庁レベルにおいて業務連絡会を設置し、情報共有等を図り連携を強化したい。
16	農林水産省	連携	道内における食育推進活動の共同実施	・食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていきたい。
17	農林水産省	連携	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	・現地調整会議を道との共催により開催し、計画策定に必要な資料作成に係る事務を共同で行うこととした。
18	農林水産省	権限	民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	・民有林直轄治山事業については、災害等による国土保全・国民生活への影響にかんがみ、国の責任において区域を限定して直轄事業として行っており、その整備状況が不十分であるため移譲は困難である。なお、事業の実施に際しては、これまでも道との連携を図ってきたところであるが、一層の連携強化が図られるよう検討したい。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。
19	農林水産省	権限	農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	・本事務については、直轄事業と補助事業に関する各種情報の共有を通じて事業全体の効果的かつ効率的な実施に資することを目的として平成13年4月から道とも十分に相談した上で、現在の仕組みに変更したところである。申請者や道に過大な負担や支障が生じているとは聞いておらず、現行の仕組みを継続したい。なお、より効率的に事務を進める観点から、経由事務に係る文書処理の一層の迅速化を図る仕組みを検討したい。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。

NO	関係府省	区分	提案の内容	回答等
20	経済産業省	連携	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	・バイオ産業行政協働会議及び北海道IT経営応援隊による取組により既に連携を図っている。引き続き連携・共同事業を実施していきたい。
21	経済産業省	権限	商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	・商工会議所が行う原産地証明や国際商事紛争の調整等の広域的・国際的業務に関して全国的な同質性の確保が求められること等も踏まえるとすべての権限移譲は難しいが、全国知事会の意見や『道州制特区』で提案があったことを踏まえ、一部権限移譲ができるかどうか検討している。 ・内閣府より、道の提案の趣旨を踏まえ権限移譲について検討を行うよう要請中。
22	経済産業省	権限	新事業創出促進法に基づく最低資本金規制の特例手続である創業者確認に関する権限の移譲	・提案の趣旨を超えた内容の規制撤廃を、現在国会に提出している会社法案に盛り込んでいる。それに伴って手続がなくなる見込みである。
23	経済産業省	権限	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画(TMO計画)の認定・変更認定等の権限の移譲	・TMO計画については、国が支援を行う上で全国的視野から最低限のチェックを行う必要があるため権限移譲は困難である。中小小売商業振興法に基づく電子計算機利用経営管理計画及び連鎖化事業計画については、道について、他の都道府県にまたがることがないので、移譲について検討したい。補助金の交付金化については、事業のニーズが地域や年度により偏りが大きいこと、また、全国的観点から行われる政策に係るものであり、先進的なモデル事業や政策効果の高い事業への重点化を図る必要があることから交付金化は困難である。 ・内閣府より、補助金については地方団体の使い勝手が良いように改善する余地がないか検討要請中。
24	国土交通省	連携	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	・異常気象時の除排雪について、国・道・市町村から成る協議会等において調整の上、相互代行等を実施するということは可能である。
25	国土交通省、内閣府	連携	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	・開発局・札幌管区気象台・道の3機関の災害時等の情報を共有するため、連絡室を試行的に設置している。また、防災情報共有システムの運用により情報共有を開始している。
26	国土交通省、内閣府、総務省	連携	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	・既に国の非常災害現地対策本部と道の災害対策本部の合同会議を開催している。道の要請に基づき開発局の防災ヘリ等の防災装備を出動させた実績もある。今後も十分に連携していきたい。
27	国土交通省	連携	道路管理者が連携した案内標識の整備	・道路管理者が連携した案内標識の整備については、国・道・札幌市等で道路標識に関する連絡調整を行っており、引き続きこの場で検討していきたい。なお、道路案内標識における多言語使用については、視認性の問題がなければ現行でも対応可能である。
28	国土交通省	連携	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	・地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりを検討していきたい。
29	国土交通省	権限	過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	・過疎地有償運送許可に当たっては、当該過疎地において公共交通機関がない等やむを得ない状況があるかを慎重に判断する必要がある。また、運行管理体制の整備や事故防止の措置、損害賠償措置等の確認等、安全の確保や利便性の確保のための措置は、事業者と同様に求められるものであり、この点、地域に差異が生じるものではなく、全国一律の基準に照らす必要がある。移譲は困難である。 ・内閣府より、運営協議会、地域交通会議等への道の参画を促し、道との連携強化を図るよう検討要請中。
30	国土交通省、農林水産省、環境省	権限	都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	・国土交通大臣の同意は、国の利害との調整を図るため必要な手続であり、同意の廃止は困難である。なお、地方分権改革推進会議における意見を踏まえ、地方分権の視点から都市計画のあり方について今年度中に社会資本整備審議会都市計画分科会に諮問し、検討する予定である。 ・農林水産大臣の協議は、国の責務である優良農地の確保のため必要な手続であり、廃止は困難である。 ・内閣府より、上記の検討を進め早期に結論を得るよう要請中。
31	国土交通省	権限	直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	・直轄砂防事業は、広域的であるか否かにかかわらず、流域の人命・財産の保全の観点から、特に重大なものについて国の責務として実施しているものであり、御提案のあった道内で実施中の2地域の直轄砂防事業については整備は未だ不十分な状況にあるため、引き続き国が実施する必要がある。移譲は困難である。 ・内閣府より、事業の実施に際して、道と一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。

NO	関係府省	区分	提案の内容	回答等
32	環境省	連携	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	・巡視区域が重複する箇所について、相互に得た情報の共有については有益であるので今後必要な連携を図っていきたい。
33	環境省	権限	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可や国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	・麻酔薬の使用については、地域再生の枠組みにおいて平成17年度中に実現の見込みである。捕獲許可権限については、国指定鳥獣保護区の管理に支障が生じることも想定されるため、権限移譲は困難である。 ・内閣府より、市町村からの申請に対し、国、道で対応に齟齬が生じないよう一層連携を強化する仕組みの構築ができないか検討要請中。